

サングラスの品質表示等について

サングラスを購入するときに、「下げ札」などに表示されている「家庭用品品質表示法に基づく表示」をご覧になったことがありますか？

また、購入するときの参考にされていますか？

この表示は、消費者の皆さんに「一つ一つのサングラスの性能や材質などについて、正確な情報を伝えることを目的」として、法律で義務付けられたものです。

日本国内で、サングラスを販売する場合には、販売形態（百貨店、眼鏡小売専門店、ホームセンター、量販店、露店など）に関係無く、「家庭用品品質表示法に基づく表示」が必要で、表示の無いものを販売すると、同法違反となります。

表示項目は、「品名」、「レンズの材質」、「わくの材質（“レンズわく”と“テンプル”に分けて）」、「可視光線透過率（A標準光）」、「紫外線透過率（“313 nm”と“365 nm”）」、「使用上の注意」及び「表示者の氏名または名称及び住所または電話番号」となっています。

「家庭用品品質表示法」では、サングラスの「品名」を「サングラス」、「偏光サングラス」または「ファッショングラス」の3種類の名称のどれかに分類して表示するように義務付けられていますが、これらの品名以外の品名（例えば、「ファッショングラス」・等）を表示し、販売すれば、「法律違反」となります。

この内、「サングラス」には「屈折力」及び「平行度」の2項目に対する基準値が、「偏光サングラス」には「屈折力」、「平行度」、「偏光度」及び「偏光軸のずれ」の4項目の基準値が、各々定められており、これらの基準値に適合した製品にのみ「サングラス」または「偏光サングラス」の名称を表示することが認められております。

従って、「サングラス」と表示された商品は、『「屈折力」及び「平行度」の2項目に適合している。』ことを、「偏光サングラス」と表示された商品は、『「屈折力」、「平行度」、「偏光度」及び「偏光軸のずれ」の4項目に適合している。』ことを、各々示していることとなります。

なお、「サングラス」や「偏光サングラス」と表示された商品に「違和感を感じた場合」には、『「販売するお店」や「記載された表示者」・等に相談する。』ことをお奨め致します。

なお、「ファッショングラス」には、これらの基準値の要求は定められていないため、「ファッショングラス」と表示された商品は、何らかの理由で、「基準値に適合していない。」と判断することができます。

サングラスを購入するときには、「ご自分が気に入ったデザインやレンズの濃さ」と同時に、これらの表示を確認され、表示内容に疑問があれば、迷わず、販売店や記載されている表示者に確認されるように、お奨め致します。

『サングラスなどに付いている「UVカット」の表示は、紫外線が何パーセントカットされていることを示しているの？』

『ホームセンターなどで売られている「既製老眼鏡」は安心して買えるの？』

などの疑問を感じたことはありませんか？

一般財団法人 日本眼鏡普及光学器検査協会(JSOI/通称：めがね検査協会)では、消費者の皆様方が少しでも安心して「めがね」を購入して頂けるよう、優良なめがね製品が市場に供給されるための性能評価を始め、販売されためがね製品のクレームに対する評価や相談などを通じて、より優良なめがね製品を市場に供給するためのアドバイスや適正な表示の指導に努め、一部の製品では、適正に表示されたと認められた製品を「推奨」しています。

また、国、地方公共団体、消費者センター、製造業者、流通業者、一般消費者など、あらゆる組織からの相談や試験依頼を受け、「適正な表示」の元になる評価をし、同時に、表示に関するアドバイスもしています。

当財団では、「めがねに関するあらゆる試験依頼」をお受けしていますので、お気軽にご相談ください。

一般財団法人 日本眼鏡普及光学器検査協会(JAPAN SPECTACLES AND POPULAR OPTICS INSPECTION INSTITUTE 英文略称：JSOI、通称：めがね検査協会)は、過去には、通商産業大臣(現在は、経済産業大臣)の認可を受け(現在は、「一般社団法人一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行」に伴い、“一般財団法人”となる。)、昭和30年に設立された国内で唯一の「眼鏡類専門」の第三者試験機関であり、消費者の皆さんに少しでも安心して「めがね」を購入していただけるよう、優良なめがね製品が市場に供給されるためのお手伝いをしている機関です。

以上